# パブリック・コメント手続きの実施結果

# 1 案件名(番号:12-05)

中野区区政情報の公開に関する条例の改正(案)に盛り込むべき主な項目と考え方

### 2 意見募集期間

平成24年9月6日(木曜日)から平成24年9月26日(水曜日)

### 3 提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
窓口	0人
合 計	1人

# 4 提出された意見の概要及び区の考え方

※項目ごとの合計意見数、個別項目の意見の件数は公表しない。

項目2 職員に対する指導や意識の啓発

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	所管により、開示される情報の範囲が 違う場合が多々見られる。意識の差を 無くすため、階層別研修や逐条解説書 の各所管への常備、情報公開担当部署 の積極的な関与等を求める。	情報公開の決定については、区政情報 の公開に関する条例のほか、施行規 則・要綱等の運用指針に沿って、ケー スごとに判断し対応している。これま でも職員の認識不足による対応の違い を生じさせないよう、情報公開制度に 関する研修や運用面における各所管へ の指導などを行ってきているが、条例 に基づいた運用がより公正・適正に行 われるよう、情報公開担当による日頃 の指導等に一層努めていく。

項目4 非公開情報の限定列挙

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	「法人・団体に関する情報、個人が従	「事実上明らかに不利益を与えると認
	事する事業に関する情報で、公開する	めるもの」は、当該法人等の不利益に、
	ことにより、事業上明らかに不利益を	具体的な法的保護性や不利益が現実に
	与えると認めるもの」とあるが、「明	生じる高い蓋然性が認められるものと

らか」だけでは、どのように明らかないう趣旨であり、条例の施行規則・要 のかが不明となるため、「明らかかつ」綱等の運用指針の中で、そうした考え 具体的に」とした方がよいのではない「方を明確に示し、運用の統一を図って いく考えである。

項目 5 非公開決定の理由の具体的記載

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	非公開決定の理由は「できる限り具体的」に記載するとしているが、そういった曖昧な表現ではなく、所管によって極端な差がでないよう、細則での規定でも構わないが、例えば「非公開事由の種類と非公開部分の特定に関する記述」等、最低限の記載内容を明確にすべきと思う。	非公開決定の理由として記載する内容 については、条例の施行規則・要綱等 の運用指針の中で記載すべき内容を明 らかにし、統一性を確保していきたい。

項目6 第三者保護の手続き

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	情報公開の請求情報に第三者情報が少しでも含まれていた場合に、実施機関は、この手続き規定を拡大解釈し、第三者に意見を求める機会が増えることが予想される。そうなると、迅速な情報公開決定ができない場合も考えられるので、「第三者の具体的な侵害が予想される場合」など、制限的な記述が必要ではないか。	第三者保護の手続きは、原則として非 公開とする第三者情報を公益上の理由 により公開決定しようとする場合に、 当該第三者に具体的な不利益性につい 当該第三者に具体的な与えるという制 度である。第三者に、具体的な機会を与えるとれて 度である。自ら意見を述べる機会を与 をしてとは、当該第三者の権利のの機 はることは、当該第三者のの機 会を制限するためとの意見表明の り、実施機関が第三者の意見表明の 会を制限するような規定は盛り 会を制限するような規定は盛り 会をはないと考える。なお、第三者に 意見書提出を求めた場合でいく。 可否の決定は迅速に行っていく。

#### 提出された意見により修正した件数 5

0件